ながさき農委だより

令和6年8月
第83号

《掲載内容》
農地違反転用防止強化月間
令和5年度意見書への回答
農業委員会会長表彰
地域計画の策定について
遊休農地解消活動
農業者年金
地域のイベント　など

―表紙の写真について―
あぐりの丘周辺の里山地域で、親子でお米づくりを体験するイベントが開催されました。この日は15組ほどの親子連れが田植えを体験しました。最初はおそるおそるだった子供たちも、田植えが進むにつれ慣れた手つきになり、終わるころには泥だらけの顔に笑顔が輝いていました☺

編集・発行　長崎市農業委員会　〒850-8685 長崎市魚の町4-1（長崎市役所14階）
Tel.095-820-6561
ホームページアドレス http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/259/260/index.html

毎年８月は農地違反転用防止強化月間です！

農地を転用するときは、農業委員会事務局にご相談ください。

農地転用許可制度の目的

（※農地の転用とは、農地を農地以外にすることをいいます。）

○　農地は食料の安定供給の基盤です。

・食料の安定供給の基盤である優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するための制度です。

農地違反転用規制の厳格化

○　農地は無断では宅地等への転用はできません。

・農地を転用する行為は、許可（市街化区域内の農地は「届出」）が必要です。
・農地を建設残土で盛土・埋立を行う行為は、一時転用許可が必要です。
・無断で行った場合は、原則許可はできません。

○　農地転用が許可制となっている理由は？

・優良な農地を確保し、農業生産力の維持や計画的な土地利用を図るため、農地転用は妥当な位置で最小限の面積であることが許可の条件となります。
・農地造成と称して、安易に建設残土処分や産業廃棄物処理が行われ、結果的に使えない土地となることを防ぐ必要があります。

○　農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がとられます。

・県と農業委員会が工事の中止を指示し、もとの農地に復元させる原状回復命令を出すことがあります。
・３年以下の懲役または３００万円以下の罰金（法人については１億円の罰金）に処せられることがあります。

農地違反転用の通報

○　農地の違反転用を見つけたら、農業委員会か県に通報してください。

【連絡先】　県…長崎県農林部農山村振興課　農地農振班
　　電話　０９５－８９５－２９７６
　　市…長崎市農業委員会事務局
　　電話　０９５－８２０－６５６１

無断で次のような転用をしてはいけません！！

令和５年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について

令和５年１１月に提出した農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、長崎市より回答がありました。主なものについては次の通りです。

【意見書項目及び回答（農地等利用最適化に関する部分のみ抜粋）】

Ⅰ　農地利用の最適化の推進

（１）　担い手への農地利用の集積・集約化

① 基盤整備（土地改良）について

「地域計画」のエリア内における地域にあった整備方法の検討と地権者等に負担のない事業実施について地域への十分な説明と継続的な協議を要望

【回答】農業委員会が実施するアンケートの分析等をもとに、担い手や土地の利用状況などから基盤整備の可能性について、集落の皆様としっかり協議を行い、実現に向けた取組みを進めていきたい。さらに、基盤整備を進める場合においては、関係機関とともに地域性や採算性などニーズに応じた事業メニューを示していきたい。

（２）　遊休農地の発生防止・解消

① 高木化した山林・防風林への対応について

山林・防風林の高木化により耕作不能となっている優良農地の復元のための環境整備の検討を要望

【回答】令和４年度から市単独の小規模土地基盤整備事業で対応できるため、活用いただきたい。

② 有害鳥獣対策について

従来のワイヤーメッシュの支給とともに、修繕や更新などに特化した部分的な資材支給の検討を要望

【回答】補修用柵の貸与について、柵の種類や規格の検討など、令和６年度からの実施に向けて進めている。

（３）　新規参入の促進

① 新規就農者の成功事例の紹介について

地域外からの就農希望者が地域の情報を得ることができ、農業に関心が持てるよう、地域の主な農作物や、新規就農者の成功事例の紹介など効果的な情報発信の検討を要望

【回答】農業の担い手確保には、情報発信の強化が大変重要であるため、長崎市ホームページ「農業の担い手育成」に就農支援情報や補助制度等に関する最新の内容を掲載している。また、地域外から担い手を呼び込むために、移住定住者向けホームページ「ながさき人になろう」との連携を図っている。今後もさらに農業に関心を持っていただけるよう情報発信に努めていく。

② 新規就農者への十分なサポート体制について

新規就農者に対し、希望する栽培品目に適した農地などの生産基盤等を整えるとともに、十分なサポート体制を構築し、マンツーマンでの支援を要望

【回答】新規就農者の就農初動期の支援として、生産基盤整備については、国や県の事業を、土地の基盤整備については、市単独の小規模土地基盤整備事業などを活用しながら就農定着を図っている。また、経営安定の取組みとして、国や市の給付金の活用を図りながら、県やJA等の関係機関とともに個々の就農者と定期的な面談等を実施し、経営改善に取り組んでいる。

③ 農業後継者への措置・対応について

農業を継承している農家の後継者に対するさらなる支援の充実を要望

【回答】新規就農者の支援策である現行の国の給付金においては、独立・自営就農時の年齢が50歳未満の方が対象となるが、農業の後継者は対象外であることから、給付要件の緩和などについて、今年度、長崎県下都市農林主管部課長会を通じて、国に要望している。

農業委員会会長表彰が行われました

▲左から３番目から森山委員、平尾委員、松本委員、赤瀬前委員　（岩尾前委員はご欠席）

３月 28 日に農業委員会会長表彰が行われ、５名の方が受賞されました。
会長表彰は農業委員、農地利用最適化推進委員として ９ 年以上在任後に退任された方及び 15 年在任された方、25 年在任された方を表彰するものです。
今回は松本貞幸推進委員が在任 25 年、平尾政博委員及び森山安男委員が在任 15 年、赤瀬孝則前委員及び岩尾直己前推進委員が在任９年以上で表彰を受けられました。
受賞おめでとうございます！

農作業中の熱中症にご注意を！

農作業中の熱中症発生データを見ると、7～8 月が多く、毎年約 30 名の方が亡くなっています。高温時の作業は極力避ける、こまめな休憩をとる、単独作業は避ける、熱中症対策アイテムの活用などで、適切に予防しましょう！

熱中症が疑われる場合には

01　作業を中断

（代表的な症状）
汗をかかない、体が熱い、めまい、吐き気、頭痛、倦怠感

02　応急処置

・涼しい場所に避難
・衣服をゆるめ体を冷やす
・水分・塩分を補給

03　病院へ

応急処置をしても症状が改善しない場合には医療機関で診察を受けましょう！

熱中症対策アイテム

▲ファン付きウェア
暑い時間帯の作業等が避けられないときに！

▲ウェアラブル端末
１人で作業する際のリスク回避に！

熱中症警戒アラートと MAFF アプリの連携も！

①MAFF アプリの入手
②マイページ→プロフィール設定
③PUSH 通知 ON（スマートフォン側の通知設定）
④アラートが発表されると通知が届く

Android　iOS　←MAFF アプリの入手はこちらから

地域計画の策定について ～ 地域農業の将来のために

これまでの経緯とこれからの取り組み

【人・農地プランの策定（H24～H25）】
… 今後の中心経営体、農地の利活用方針など地域農業のあり方を定めた計画
→ 市内 10 地区 24 集落で策定

【人・農地プランの計画の変更・確認、具体的な取り組みの協議など（H26～H30）】
… 変化する地域の状況に合わせた中心経営体の確認、変更などや具体的な取り組みについての各地域での協議

【実質化された人・農地プランの策定（R1～R3）】
… 農家へのアンケート（年齢・後継者の有無等）及びアンケート結果の地図化による現状把握により農地の集約化に関する将来方針を定めた人・農地プランの策定
→ 市内 12 地区 26 集落で策定

【モデル地区における地域計画の策定（R4）】
… 市内４地区においてモデル的に区域を決め、意向調査を実施し、目標地図の素案を作成

【地域計画の作成（R6 年度末までに策定）】
… 目指すべき将来の農地利用の姿を「目標地図」の作成により明確化して、担い手等への農地の集約化等の更なる推進を図るための計画を策定

令和６年度の取り組みについて

令和 6 年度については、市内 26 集落において、以下の手順で地域計画を策定する予定としています。令和 5 年度に取り組んだ地区も③、④を再度実施する予定です。

①農業委員・農地利用最適化推進委員との事前調整
・意向調査を実施する区域を事前調整

②意向調査の実施
・該当する地域の農地所有者等への意向調査の実施、現地調査の実施

③地域計画（案）の作成
・関係機関への事前確認

④集落懇談会
・集落へ地域計画（案）の確認

⑤地域計画の公告
・関係機関との協議、２週間の公告縦覧

▲話し合いの様子

～地域の皆様へのお願い～

○長崎市では、昨年度に引き続き、地域計画の策定に向けた集落懇談会を順次行って行く予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

○長崎市農業委員会では、今後、長崎市が策定する「地域計画」における、10 年後に目指すべき農地利用の姿を地図に表示した、「目標地図」の素案を作成するため、農業者（農地所有者）の皆様へ「経営意向調査」を、各地区で順次行っていく予定としていますので、ご協力をよろしくお願いします。

遊休農地解消活動の紹介

東長崎地域　―田中町中尾地区―

▲4 月の花苗の植栽の様子

田中町の中尾地区では、平成21 年度から多面的機能支払交付金を活用した活動を行っています。今年は地区の皆さんに集まっていただいて、ヒマワリやビオラなどを植えました。

1 か月後にはヒマワリが咲き、通行人の目を楽しませていました❀

▲5 月の開花の様子

式見・三重・外海地域　―三重地区―

三重地区では、三重小学校区まちづくり協議会役員で農地利用最適化推進委員でもある野本さんの提案で、遊休農地を活用した、小学生のサツマイモ作り体験と米作り体験が行われています。
三重小学校の１・２年生でサツマイモの苗を植え、６年生で田植えをしました。みんな土まみれ、泥まみれになりながらも、とても楽しそうに作業に取り組んでいました。
サツマイモは１１月ごろ収穫し、かんころもちにする予定とのことで、出来上がりが楽しみですね♪

農業者年金へは、
次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

国民年金第１号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間６０日以上農業に従事

６０歳未満

○あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

一定の要件を満たした意欲ある担い手は、保険料の2割、3割、5割のいずれかの補助が受けられます。国庫補助を受ける場合の保険料は月2万円に固定されます。

農業者年金で安心で豊かな老後を！

農業者年金の6つのポイント

- 農業者の方なら広く加入できる
- 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- 保険料の額（月額２万円から６万７千円）は自由に決められる
  ※35歳未満は月額1万円からとなります。
- 終身年金で、８０歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- 税制面の優遇措置がある
- 政策支援加入には保険料の国庫補助がある

メリット1
女性に優しい！
奥様も単独で入れます。

メリット2
若年層には手厚い政策支援
（保険料補助）

メリット3
税制面で大きな優遇

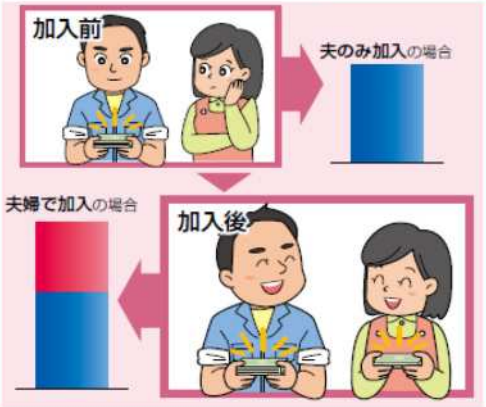

家族経営協定で保険料補助も

女性農業者の老後の安心は自分で確保

支払った保険料は、全額が社会保険控除の対象となります。

農業者年金受給者協議会はあなたの加入を待っています！

ご存じですか？県内には16の農業者年金受給者協議会があり、年金の安定受給や受給者同士の仲間作りを目的として、様々な活動をしています。それだけではなく、将来にわたり受給者の老後生活の安定が図られるように、年金機構や他県協議会と一体となって制度の改善を国に要請してきました。農業者年金受給者協議会は次の３つの運動を柱として活動をしています。

①自分たちの制度である「農業者年金制度を守り育てる運動」
②地域農業の担い手のための「担い手育成・支援運動」
③受給者組織の「新しい仲間づくり運動」

長崎市農業者年金受給者協議会の会員は随時募集中です。
お気軽に農業委員会事務局までお尋ねください。（電話 095-820-6561）

■地域のイベントをお届けします

明誠高校へのお米贈呈（2月15日）

農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さんから長崎明誠高校へお米120kgを贈呈しました。琴海地域の農業委員、推進委員の皆さんの発案で、令和4年から行われていて、昨年は実施できませんでしたが、今回で2回目となります。おいしいお米をたくさん食べて、勉強や部活動頑張ってください！

なつたよりの市長贈呈（5月2日）

長崎びわ産地活性化推進協議会の皆さまから、市長になつたよりが贈呈されました。

▼甘くてジューシー！

農業委員会からのおしらせ

農業委員会活動について、令和5年度の活動の点検・評価と令和6年度の活動目標及び計画をホームページで公開しています。

ホームページアドレス
https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/370000/379007

こちらからもアクセスできます→

新推進委員のご紹介

7月から式見・三重・外海地域の農地利用最適化推進委員として、宮崎好徳さんが選任されました。
よろしくお願いします。

【編集後記】

今号から担当が変わりました。分かりやすく楽しい紙面づくりを心掛けていきたいと思っております。取材などで、皆様の地域にお邪魔することがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

編集委員

農業者の視点でお届けします！

全国農業新聞をご購読ください！

◇農業・農政の動きを分かりやすく解説！
◇先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！
◇暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！

毎週金曜日発行
月額七百円

※お申込みは、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員か農業委員会事務局へ